

## (介護予防) 通所リハビリテーション重要事項説明書

### 1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話：04-7135-0031

担当：支援相談員 稲葉 ひとみ

時間：午前8:30～午後5:30（月曜日～土曜日）

※ ご不明な点に関しましては、お気軽にお問い合わせください。

### 2 当施設（介護予防）通所リハビリテーションの概要

#### (1) 名称等

ア 名称：医療法人社団葵会 介護老人保健施設 葵の園・柏

イ 所在地：〒277-0835

千葉県柏市松ヶ崎897-1

ウ 介護保険指定番号：1252180065

#### (2) 提供できるサービスの種類と地域

ア 種類：送迎・食事・入浴・機能訓練等

イ 地域：柏市及び施設より半径10Km以内の区域。

※ 上記以外の地域の方はご相談ください。

#### (3) 体制

管理者	看護師	介護職員	支援相談員	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士
1名	3名	12名	1名	5名	3名	1名

#### (4) 設備

定員	食堂	機能訓練室	浴室	相談室	送迎車
40名	1室	1室	1室 ※	1室	4台

※ 一般浴槽・特殊浴槽・車椅子浴槽があります。

#### (5) 営業時間

月～土	午前9:45～午後4:15
日	定休日
年末・年始	12月31日～1月3日：休業

緊急連絡先：04-7135-0031

### 3 サービス内容

ア 送迎：送迎時間は利用者の安全を最優先に行っています。

イ 食事：栄養のある献立を考慮し、利用状況、嗜好に応じて楽しい雰囲気作りに心がけています。

ウ 入浴：利用者の身体の清潔を保持するように心がけています。

エ 機能訓練：日常生活動作を含む利用者の機能保持及び機能回復を図っています。

オ 生活相談：利用者の基本的人権を尊重し、細やかな愛情のもとに平等に接し、食事、趣味活動を通じて心身の健康維持、増進、機能回復に努めてまいります。

#### 4 料 金

	介護度	通所リハビリテーション費	サービス提供体制強化加算Ⅰロ	リハビリテーション提供体制加算	処遇改善加算Ⅰ	
予防通所	要支援 1	2053 単位/月	48 単位/月		左記合計の 4.7 %	
	要支援 2	3999 単位/月	96 単位/月			
通所	要介護 1	650 単位/日	12 単位/日	24 単位/日		
	要介護 2	777 単位/日				
	要介護 3	902 単位/日				
	要介護 4	1049 単位/日				
	要介護 5	1195 単位/日				
選択的なサービス						
予防通所	口腔機能向上加算		150 単位/回 (月 2 回限度) 単位/月			
	口腔・栄養スクリーニング加算		20 単位/6 ヶ月 1 回			
	生活行為向上リハビリテーション実施加算		12 単位/月			
	選択的なサービス複数実施加算(Ⅰ・Ⅱ)		700・480 単位/月			
通所	リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ 6 月以内		830 単位/月			
	リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ 6 月超		510 単位/月			
	社会参加支援 加算		12 単位/月			
	生活行為向上リハビリテーション実施加算		1250 単位/月			
	短期集中個別リハビリテーション加算		110 単位/回			
	重度療養管理加算		100 単位/回			
	口腔機能向上加算		150 単位/回 (月 2 回限度)			
	入浴介助加算		40 単位/日			
	送迎減算		-47 単位 (片道)			
	口腔・栄養スクリーニング加算		20 単位/6 ヶ月 1 回			

※リハビリテーションマネジメント加算については(B)を基本として定致します。

介護保険適用外の費用	
食費	712 円/日
教養娯楽費	102 円/日
おむつ代	実費
※文書作成料	実費
※行事費	実費

※課税対象品目の為、別途で消費税 10%がかかります。

- 1 リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とします。
- 2 その他、紙おむつ、レクリエーション等にかかる費用は自己負担となります。
- 3 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合はひとまず 1 日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日住居地の市町村窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

## 5 当（介護予防）通所リハビリテーションの特徴等

### (1) 運営方針

当事業者のサービス従事者は、サービスの提供において利用者の心得の特性を踏まえ、その有する能力に応じて可能な限り、その居宅においてより長期の日常生活を営むことができるようサービスに努めます。

### (2) サービスの現状

項目	有無	備考
男性職員の有無	有	—
時間延長の可否	否	—
従業員への研修の実施	有	月 1 ～ 2 回の施設内研修の実施
サービスマニュアルの有無	有	—

### (3)

サービス利用にあたっての留意事項

- ア 利用者は他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利、機会等を侵害してはならない。
- イ 利用者は事業者の設備、備品等の使用にあたって、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合、賠償するものとする。
- ウ その他この規定に定めるもののほか、サービス利用に関する事項は、契約書及び重要事項説明書に明記し利用者に説明するものとする。

## 6 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に変化等があった場合は、状況に応じ、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者へ連絡いたします。

緊 急 連 絡 先	
氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	

主 治 医	
病院(診療所)	
医師名	
住 所	
電話番号	

## 7 非常災害対策

- ア 防災時の対応：事業所防災規定による。
- イ 防災設備：前ア項の規定に沿った設備を設置。
- ウ 防災訓練：年2回実施。

## 8 サービス内容に関する苦情

- ア 当事業者ご利用相談・苦情  
担当課：介護老人保健施設 葵の園・柏 支援相談員：稲葉 ひとみ  
電話：04-7135-0031  
受付時間 月～土曜日：午前8時30分～午後5時30分
- イ その他  
市町村の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。
  - ① 柏 市 担当課：介護保険課 電話 04-7167-1111